

香港会社設立と銀行口座開設パッケージ

特に明記しない限り、本見積書で紹介される香港会社とは、香港「会社条例」(香港法律第 622 章)に基づき設立された非公開株式会社を指します。

当パッケージ(#HKCLS2)には香港会社法に要求される香港の会社秘書役、登録住所、指定代表者、及び香港又はオフショアの銀行における会社口座開設への支援が含まれています。本見積書は 2023 年 3 月 31 日までに有効です。

香港会社設立及び銀行口座開設パッケージ費用が 2,500 米ドルです。当パッケージ費用には、香港会社法に要求される香港の会社秘書役、登録住所、指定代表者、香港又はオフショアの銀行における会社口座開設への支援、及び会社設立時に香港政府に支払う登記料及び初年度の商業登記料が含まれています。要するに、当該パッケージは香港会社設立に必要な各費用を含んでいます。

香港会社設立及び銀行口座開設をする際、クライアント様は創設者や取締役となる者の身分証明書類(例えば、香港身分証又は香港非居住者のパスポート)、住所証明書類(公共料金領収書又は銀行取引明細書)を提供する必要があります。創設者又は取締役が法人である場合、その法人の設立書類、及び香港会社の 25% の持分を間接的に保有している者(実質的支配者)の身分証明書類や住所証明書類を提供する必要があります。また、銀行の要求に応じて、クライアント様はビジネス証明書類(Business Proof)を提供しなければなりません。

全ての株主及び取締役が自然人又は香港で設立された会社である場合、香港会社設立の所要時間は最短で1日です。株主が香港以外で設立された会社である場合、所要時間は約5営業日です。上記の時間は、当事務所が署名済み設立書類を受け取った日から計算されたものです。銀行に口座開設の所要時間は約4週間です。

クライアント様の香港会社は事業活動が規制事業であり、ライセンス・許可の別途申請が必要である場合、当事務所は申請代行できますが、費用が別途相談となります。

本見積書はあくまでも参考用であり、実際の費用は当事務所が最終的に提供される見積りを基準とします。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. サービスと費用

当事務所は非公開株式会社を香港に設立し、1年間にわたる会社秘書役、登録住所、指定代表者を提供し、香港又はオフショア銀行における会社口座開設に支援するパッケージ費用は、2,500米ドルです。具体的には以下の通りです。

1.1 会社設立

- (1) 香港会社の設立・維持に関する諸問題について回答する
- (2) 創設者や取締役の身分証明書類や住所証明書類を審査する
- (3) 類似商号調査を行う
- (4) 会社設立書類(定款、設立フォーム、議事録などを含む)を作成する
- (5) 香港会社登記所に会社設立書類を提出する
- (6) 1年間有効な商業登記証を申請・取得する
- (7) 会社設立書類一式(会社印、株券、メンバー名簿、取締役名簿等を含む)を作成する
- (8) 初回取締役会の議事録又は書面決議書を作成する
- (9) 会社設立の登記料及び初年度の商業登記料を代理して納付する

1.2 会社秘書役

当事務所はクライアント様の香港会社の秘書役を1年間務めます。具体的には以下の通りです。

- (1) 香港会社条例及び会社登記所の会社秘書役に関する規定に従う
- (2) 会社秘書役を1年間務める(有効期限までに更新可能)
- (3) 年次申告書を作成・提出する

1.3 登録住所

当パッケージには啓源が提供する1年間にわたる香港住所サービスが含まれています。サービス提供期間中、当事務所はクライアント様を代理して郵便物を受領・処理します。レターの処理方法は以下の通りです。

- (1) レターを開け、レターのスキャンデータを電子メールにてクライアント様の指定するメールアドレスに送付します。レターの実物はメール送信後1ヶ月に廃棄されます。
- (2) レターの実物をクライアント様に毎月1回転送しますが、郵送実費が別途請求となります。

特に指示がない限り、当事務所は上記(1)の方法でレターを処理します。スキャンデータ送付又は実物郵送の即時処理が必要な場合には、1回につき10米ドルのサービス費用を請求します。

1.4 指定代表者

啓源又はその関連会社(資格を持っている企業向けサービス業者)はクライアント様の香港会社の指定代表者として1年間務めます(有効期限までに更新可能)。指定代表者は、実質的支配者名簿(Significant Controller Register)を更新・維持し、且つ法執行官の実質的支配者名簿に対する調査に協力します。

1.5 銀行口座開設

当事務所はクライアント様の香港会社のために、香港又はオフショアの銀行口座開設に支援します。香港の銀行によるデューデリジエンス(Due Diligence)の要求を満たすために、最低1名の取締役は自ら香港に出向き銀行員に合う必要があります。オフショア銀行の場合、当事務所は銀行口座を遠距離開設できます。啓源は支援(口座開設に必要な書類の準備・作成、及び銀行との面談予約)のみを提供します。

口座開設が成功するか否かが銀行の決定によるため、当事務所は一切の責任を負いません。口座開設の申請が1回失敗した場合、当事務所はその他の銀行への口座申請支援サービスをもう1回無料で提供します。

備考:

- (1) 上記の費用は書類郵送料及び税金(有する場合)を含みません。
- (2) 香港政府は2020年4月1日から2020年3月31日までの間の商業登記料を減額し、250香港ドルのみの商業登記料を徴収します。
- (3) 上記の費用は1年間有効な商業登記証を取得するための商業登記料を含みます。クライアント様は3年間有効な商業登記証を選択することができますが、その場合に当事務所は1年間有効と3年間有効との商業登記料の差額を別途請求します。

2. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPALでのお支払いを受け取ります。PAYPALで支払う場合には、別途5%の手数料を請求します。

3. 基本構造

香港非公開株式会社の最低設立要求は以下の通りです。

- 最低 1 名の株主、1 名の取締役、1 名の会社秘書役で構成される。
- 創設者は国籍を問わず、法人でも自然人でもなれる。
- 取締役は国籍を問わず、法人でもなれるが、1 名以上の自然人たる取締役が委任されなければならない。
- 株主は取締役を兼任できる。会社の唯一の株主は取締役を兼任している場合、同時に秘書役を兼任できない
- 指定代表者は 1 人であり、且つ香港居住者又は香港会社又は登録されている企業向けサービス業者でなければならない。
- 会社秘書役は香港居住者又は香港で設立された会社でなければならない。
- 唯一の取締役は秘書役を兼任できない。
- 払込資本が 1 香港ドル以上でなければならない。

4. 必要な書類

- (1) 株主の香港身分証(香港居住者)又はパスポート(非居住者)、住所証明書類(公共料金領収書又は銀行取引明細書)のコピー。株主が法人である場合、その会社設立証明書、登録住所、株主名簿、取締役名簿、及び法人の 10%の持分を保有している株主の身分証明書類や住所証明書類を提供する必要があります。
- (2) 取締役の香港身分証(香港居住者)又はパスポート(非居住者)、住所証明書類(公共料金領収書又は銀行取引明細書)のコピー。取締役が法人である場合、その会社設立証明書、登録住所、株主名簿、取締役名簿、及び法人の 25%の持分を保有している株主の身分証明書類や住所証明書類を提供する必要があります。
- (3) 香港会社の株主が法人である場合、香港会社の実質的支配者を説明する組織構造図を提供する必要があります。
- (4) (啓源の指定代表者及び秘書役サービスを利用しない場合)指定代表者及び秘書役の身分証明書類及び住所証明書類。
- (5) 設立しようとする香港会社の事業範囲(主要な事業活動)、仕入先や取引先の所在地、販売する商品又は提供するサービス。
- (6) 香港会社のビジネス証明書類(例えば、会社ウェブサイト、売買契約書。サービス契約書など)
- (7) 記入・署名済みの設立フォーム(デューディリジェンス(Due Diligence)フォームを含む)(啓源が当該フォームを提供する)

上記の株主、取締役、及び指定代表者の身分証明書類及び住所証明書類は当事務所のスタッフ・公証役場(公証人)・会計士・弁護士・銀行マネージャーによって認証される必要があります。クライアント様は株主や取締役の身分証明書類を持って啓源のいずれかの事務所に向うことができ、当事務所のスタッフは認証を行います。又はクライアント様は株主や取締役の所在地の弁護士・会計士・公証役場で書類の認証を行うことができます。

5. 手続きと所要時間

クライアント様の香港会社の株主が自然人である場合、全ての会社設立手続きは最短で2日以内に完了できます。設立しようとする香港会社の株主又は取締役が法人である場合、設立の所要時間は約6営業日です。銀行口座開設の所要時間は約2~4週間です。具体的には下表の通りです。

順番	内容	所要日数
1	クライアント様は香港会社の設立を啓源に委託し、啓源は請求書をクライアント様に発行する	1
2	クライアント様は必要な書類(第4節)を啓源に提供すると同時に、啓源のサービス費用を支払う	お客様による
3	啓源は創設者及び取締役の身分証明書類と住所証明書類の認証を行う(当事務所は無料で提供できる)。又はクライアント様は自ら書類の認証を手配する	1
4	啓源は会社名が使用できるか否かについて香港会社登記所に類似商号調査を行う	1
5	啓源は会社設立書類を作成し、クライアント様に送付する	1
6	クライアント様は署名ガイドラインに従って書類に署名し、啓源の香港事務所に返送する。又はクライアント様は啓源のいずれの事務所に外向き上記の書類に署名できる	お客様による
7	啓源は会社設立書類を香港会社登記所に提出し、指定された登記料や商業登記料を納付する	1
8	会社登記所は書類の審査を無事に行ったら、会社設立証明書を発行する。同時に、商業登記署は商業登記証を発行する	1
9	啓源は会社設立証明書及び商業登記証の取得する同時に、会社印の作成、定款、株券、株主名簿、取締役名簿の印刷等を手配する	2
10	啓源は会社設立書類を含む銀行口座開設書類を銀行に提出し、銀行は事前審査を行う	1
11	啓源は銀行と予約し、クライアント様(取締役及び署名権者)が銀行に外向き銀行口座開設を行うことを手配する。オフショア銀行の場合、遠距離開設ができる。	お客様による
12	銀行は口座開設申請を処理する。承認した場合、銀行は口座に関する書類をクライアント様に発行する	14~28
	合計:	14日から

6. 登記書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

- (1) 香港会社設立証明書(香港会社設立証明書の様式)
- (2) 商業登記証(香港会社の商業登記証の様式)
- (3) 会社の定款細則 10 通(香港会社の中国語定款の様式)
- (4) 会社印 2 つ
- (5) メンバー(株主)名簿、取締役名簿、抵当登記簿(Register of Charges)及び議事録等の書類
- (6) 実質的支配者名簿
- (7) 株券(空白、未発行株)20 枚
- (8) 初任取締役、秘書役の委任書、登録住所通知書等の書類

7. 年間維持費用

設立後の香港会社は香港法律の会社コンプライアンスに対する各規定に従わなければなりません。例えば、会社は香港会社条例に基づき、毎年財務諸表を作成し、年次株主総会を行い、且つ年次財務諸表に対する監査が香港の公認会計士によって行われなければなりません。香港「**税務条例**」により、会社は所得税申告書を毎年提出しなければなりません。

香港会社設立後、香港の関係法律に基づく企業コンプライアンスの詳細については、当事務所の「**香港会社コンプライアンス維持のマニュアル**」をご参照ください。又は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com